

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和7年1月14日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	<p>介護保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①65才年齢到達や死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ②認定の申請に伴う認定調査、認定審査会による介護度の認定 ③所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課 ④保険料の徴収、滞納整理 ⑤被保険者の介護サービス及び総合事業サービスの利用に関する給付</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。） ・介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務 ・介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	

システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p><資格・賦課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得／喪失機能 65才年齢到達や死亡・転入・転出による介護保険資格の取得／喪失処理を行う。 ・資格照会機能 被保険履歴、異動履歴、証交付履歴の画面照会を行う。 ・資格変更機能 資格情報の修正等の処理を行う。 ・保険証関連機能 被保険者証等の出力処理を行う。 ・賦課処理機能 賦課計算、納入通知書出力、減免情報の入力、徴収方法変更等の処理を行う。 ・賦課照会機能 賦課額及び期別賦課額等の賦課情報の照会を行う。 <p><収納></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定情報管理機能 賦課異動情報を取り込み調定情報を登録・更新する。 ・収入金管理機能 窓口徴収、特別徴収、金融機関の入金情報を元に消込処理を行う。 ・口座振替管理機能 口座振替を希望する被保険者の口座から金融機関送付用のデータ作成、各種帳票の作成を行う。 ・収納情報管理機能 納付義務者の収納状況を表示する。 ・過誤納管理機能 過誤納データを元に過誤納金の充当・還付処理を行う。 ・督促管理機能 督促状の発行、発行停止等の処理を行う。 ・返戻・公示機能 住所不明などの返戻情報を入力し、公示送達処理を行う。 <p><滞納></p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納情報照会機能 滞納者の検索及び滞納情報、処分情報を照会する。 ・滞納情報管理機能 滞納者整理状況、滞納者把握情報を管理する。 ・催告管理機能 滞納者に対する催告書及び納付書を出力する。 ・滞納整理情報管理機能 滞納者の整理情報(繰上徴収・納付委託・分割納付・徴収猶予・延滞金減免)を登録・管理する。 ・滞納処分管理機能 滞納者に対する処分の停止、時効の中断登録・管理を行う。 ・換価・配当管理機能 公売対象の財産情報、公売対象財産の換価後配当金の計算、滞納金額への充当処理を行う。 ・不納欠損管理機能 時効予定者、不納欠損者の登録管理を行う。 <p><認定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定管理機能 介護認定の申請情報、審査結果情報の登録・管理をする。 ・介護認定調査管理機能

	<p>介護認定調査員管理機能 介護認定調査の調査員情報、調査結果情報の登録・管理をする。</p> <p>・介護認定審査会管理機能 介護認定審査会の委員情報、合議体情報の登録・管理をする。</p> <p><給付></p> <p>・給付実績管理機能 国保連合会における介護保険レセプト情報の審査結果情報の登録・更新を行う。</p> <p>・過誤調整機能 過誤申立書の入力・管理を行う。</p> <p>・高額介護サービス費支給処理機能 高額介護サービス費の申請受付、計算、支給処理を行う。</p> <p>・高額医療介護合算サービス費支給処理機能 高額医療介護合算サービス費の申請受付、計算、支給処理を行う。</p> <p>・介護サービス費償還払い処理機能 住宅改修、特定福祉用具購入に係る費用の償還払いの申請受付、審査、支給処理を行う。</p> <p>・負担限度額認定処理機能 施設における食費・居住費の負担軽減に関する申請受付・審査・証発行の処理を行う。</p> <p>・負担割合証出力処理 介護サービス利用料の負担割合を判定、証発行の処理を行う。</p> <p><総合事業></p> <p>・事業対象者管理 事業対象者の申請情報、判定結果情報の登録・管理を行う。</p> <p>・総合事業高額管理 高額介護サービス費相当費の申請受付、計算、支給処理を行う。</p> <p>・総合事業高額合算管理 高額医療介護合算サービス費相当費の申請受付、計算、支給処理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (認定審査会システム、福祉保健総合システム、申請管理システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能 ・各業務で管理している主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>

<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、 福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム)</p>
<p>システム3</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>中間サーバー</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として保管・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS部分について記載)
②システムの機能	<p>①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する</p> <p>②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。</p> <p>⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。</p> <p><<本事務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、擬制世帯主を含む被保険者の資格情報等を最新化するために住民記録管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム)</p>
システム6～10	

システム6	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>①課税情報管理機能 ・各税目ごとに課税情報の管理を行う。</p> <p>②賦課機能 ・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。</p> <p>③収納滞納管理機能 ・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。</p> <p>④宛名管理機能 ・納税者の宛名等を管理する。</p> <p><<本業務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の所得情報を遅滞無く把握し、被保険者の自己負担割合等の情報を最新化するために課税情報管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (市税滞納管理システム)</p>
システム7	
①システムの名称	認定審査会システム
②システムの機能	<p>①認定情報照会・検索機能</p> <p>②認定情報更新機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (介護保険システム)</p>
システム8	
①システムの名称	金沢市システム(アクセス)
②システムの機能	<p>①給付実績等抽出</p> <p>②給付実績等集計</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム9	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(介護ワンストップサービス)
②システムの機能	①申請や届出手続きの検索 ②オンライン申請
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (申請管理システム)
システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	①フリアル番号紐付け機能 ・既存住基システムからシリアル番号データ、住登者宛名データを受領し、シリアル番号と宛名データの紐付け情報を申請管理システム内のDBに反映を行う。 ②申請データ取り込み機能 ・住民が電子申請を行った際の申請データを取り込み、DBに格納を行う機能。 ③申請者特定機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、こども・子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能)
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 13, 24, 33, 37, 41, 46, 53, 56, 57, 72, 75, 78, 79, 104, 105, 116, 120, 124, 126, 130, 142, 143, 152, 155の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の123, 124の項

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局介護保険課
②所属長の役職名	福祉健康局介護保険課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の介護保険の資格を有する者
その必要性	介護保険業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1項及び別表の100の項の規定による ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表の規定による
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認を正確に行うために必要 ・4情報: 保険料賦課を正確に行うために必要 ・連絡先(電話番号等): 各種申請内容の確認を行うために必要 ・地方税関係情報: 保険料の計算、負担限度額の認定及び利用料負担割合の判定に必要 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 保険給付を正確に行うために必要 ・生活保護・社会福祉関係情報: 被保険者の資格確認を行うために必要 ・年金関係情報: 保険料の徴収方法を決定するために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	福祉健康局介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活支援課、医療保険課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、日本年金機構、内閣府) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (石川県後期高齢者医療広域連合、石川県国民健康保険団体連合会、各保険者)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (庁内LAN)	
③使用目的 ※	介護保険被保険者の資格賦課・保険料の徴収・給付業務の適切な実施のため。	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、市民課、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター、泉野福祉健康センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	介護保険業務に関する以下の事務において使用する。 ①介護保険資格の取得・喪失判定 ②資格情報の照会、変更 ③被保険者証等の出力 ④賦課計算及び納入通知書出力 ⑤賦課情報の照会 ⑥収入金の管理 ⑦口座振替のための金融機関送付用データ作成、帳票作成 ⑧収納情報の照会 ⑨過誤納金の充当・還付 ⑩督促状の発行、発行停止 ⑪滞納者に対する処分 ⑫介護認定や事業対象者の申請情報、審査・判定結果情報の登録・管理 ⑬介護認定調査の調査員情報、調査結果情報の登録・管理 ⑭介護認定審査会の委員情報、合議体情報の登録・管理 ⑮介護保険レセプト情報の審査結果情報の登録・更新 ⑯過誤申立書の入力・管理 ⑰高額介護サービス費(相当費)の申請受付、計算、支給 ⑱高額医療介護合算サービス費(相当費)の申請受付、計算、支給 ⑲住宅改修、特定福祉用具購入に係る費用の償還払いの申請受付、審査、支給 ⑳負担限度額に係る申請受付・審査・証発行 ㉑利用料負担割合の判定・証発行 また、番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。	
情報の突合	・申請内容と住民票関係情報を突合し、被保険者情報を確認する。【上記:①～③】 ・被保険者情報、地方税関係情報及び年金給付情報を突合し、賦課計算等を行う。【上記:④⑤】 ・賦課情報と収入金情報を突合し、収納・滞納情報の更新等を行う。【上記:⑥～⑪】 ・申請内容と認定審査会結果・判定結果を突合し、認定・事業対象者情報を確定する【上記:⑫～⑭】 ・被保険者情報、認定情報、地方税関係情報及び医療保険給付関係情報等を突合し、給付額の決定等	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	介護保険システム維持管理業務	
①委託内容	介護保険システムの開発、運用、保守等を行う。また、介護保険システム(現行)においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とサーバーとを接続し、介護保険システムファイル进行管理する。なお、介護保険システム(次期)においては、ガバメントクラウドとしデータセンターでの運用に置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい介護保険システムの導入を行っていることから、現在利用している介護保険システム固有の事項については「介護保険システム(現行)」、新しい介護保険システム固有の事項については「介護保険システム(次期)」と明記する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	介護保険システムの品質管理、問題点管理、QA対応
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (28) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない	
提供先1	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先2～5		

提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先10	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先11～15	
提供先11	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の70
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の80
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先19	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者

⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先20	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の116
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
移転先1	市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条の10の3
②移転先における用途	住民票に介護保険の資格情報を印字するため
③移転する情報	介護保険の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内LAN)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	

移転先2	市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	社会保険料控除の適用のため
③移転する情報	前年中の介護保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	前年中に本市の介護保険料を納付した者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	毎年1月上旬
移転先3	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	介護扶助の算定に利用するため
③移転する情報	介護保険の資格情報、要介護度(事業対象者)及び認定有効期間
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護を受けている介護保険被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内LAN)
⑦時期・頻度	毎月中旬
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<本市における措置>

- ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記憶媒体に書き出して保存している。
- ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(別紙2)参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><不適切な方法で入手が行われるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請等の際、特定個人情報を介護保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に利用目的を明記する。 <p><入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 <p><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><従業者が事務外で使用するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・介護保険システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは1年間ハードディスクに保存し、それ以前のアクセス記録については、7年間分媒体による管理を行う。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・介護保険システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・介護保険システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・介護保険システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・介護保険システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・介護保険システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。 <委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> ・データか紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する ・介護保険システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・介護保険システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク>

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。
- ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク>

- ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。
- ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。
- ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<番号連携システムのソフトウェアにおける措置>

①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能

(※2)番号法に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの

(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能

リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><番号連携システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>-</p>	
----------	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・介護保険システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

8. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><業務システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none">・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉健康局介護保険課 電話 076-220-2264
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取	介護保険システム、市営住宅駐車場管理システム、市営住宅管理システム	介護保険システム、就園奨励システム、市営住宅管理システム	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担	高村 政博	甘池 昭義	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用	・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。	・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	⑤被保険者の介護サービスの利用に関する介護給付	⑤被保険者の介護サービス及び総合事業サービスの利用に関する給付	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)	介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げ	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	-	介護保険法第百十五号の四十五の地域支援事業に関する事務(第一号から第三号まで及び次	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	(介護保険法第十八条第二号の予防給付に係る部分を除く。)	(介護保険法第十八条第二号の予防給付及び同法第百十五号の四十五の三第二項の第一号	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取	-	<総合事業> ・事業対象者管理	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシ	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87,	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81,	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要	介護保険被保険者の資格賦課・保険料の徴収・保険給付業務の適切な実施のため。	介護保険被保険者の資格賦課・保険料の徴収・給付業務の適切な実施のため。	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要	⑫介護認定の申請情報、審査結果情報の登録・管理	⑫介護認定や事業対象者の申請情報、審査・判定結果情報の登録・管理	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供先の数:29 削除した別表第二の項番:88,117,120	提供先の数:30 追加した別表第二の項番:8,11,108,119	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要	-	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシ	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81,	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81,	事前	
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の119の項	番号法第19条第7号 別表第2の120(未施行)の項	事前	
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	認定審査会システム(厚生労働省認定ソフト09)	認定審査会システム	事後	重要な変更項目でないため
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	認定審査会システム(厚生労働省認定ソフト09)	認定審査会システム	事後	重要な変更項目でないため
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	福祉局介護保険課長 甘池 昭義	福祉局介護保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	平成27年9月30日	令和元年6月28日	事後	重要な変更項目でないため
令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取		<サービス検索・電子申請機能における事務の内容>	事前	

令和1年10月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取		システム9を新設	事前	
令和1年10月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81,	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81,	事前	
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供先の数:30	提供先の数:31	事前	
令和1年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要		提供先31を新設	事前	
令和2年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81,	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81,	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更
令和2年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要	介護保険システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等	介護保険システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取		<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク>	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	III リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・減	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	III リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・減		帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムによるシステム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	III リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・減			事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の68の項	番号法第9条第1項 別表第1の99の項	事前	
令和3年6月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	
令和3年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	福祉局介護保険課 福祉局介護保険課長	福祉健康局介護保険課 福祉健康局介護保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	福祉局介護保険課	福祉健康局介護保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	福祉局介護保険課	介護保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の1	番号法第19条第8号 別表第2の1	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の2	番号法第19条第8号 別表第2の2	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の3	番号法第19条第8号 別表第2の3	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の4	番号法第19条第8号 別表第2の4	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の5	番号法第19条第8号 別表第2の5	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の6	番号法第19条第8号 別表第2の6	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の8	番号法第19条第8号 別表第2の9	事前	
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の11	番号法第19条第8号 別表第2の13	事前	

令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の17	番号法第19条第8号 別表第2の24	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の22	番号法第19条第8号 別表第2の33	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の26	番号法第19条第8号 別表第2の37	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の30	番号法第19条第8号 別表第2の41	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の33	番号法第19条第8号 別表第2の46	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の39	番号法第19条第8号 別表第2の53	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の42	番号法第19条第8号 別表第2の56	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の43	番号法第19条第8号 別表第2の57	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の56の2	番号法第19条第8号 別表第2の72	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の58	番号法第19条第8号 別表第2の75	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の61	番号法第19条第8号 別表第2の78	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の62	番号法第19条第8号 別表第2の79	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の80	番号法第19条第8号 別表第2の104	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の81	番号法第19条第8号 別表第2の105	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の87	番号法第19条第8号 別表第2の106	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の90	番号法第19条第8号 別表第2の120	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の94	番号法第19条第8号 別表第2の124	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の95	番号法第19条第8号 別表第2の126	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の97	番号法第19条第8号 別表第2の130	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の108	番号法第19条第8号 別表第2の142	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の109	番号法第19条第8号 別表第2の143	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の120(未施行)の項	番号法第19条第8号 別表第2の155	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の117(未施行)の項	番号法第19条第8号 別表第2の152の項	事前	
令和3年6月28日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	また、行政手続における特定の個人を識別する	また、行政手続における特定の個人を識別する	事前	
令和3年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	・番号法第9条第1項及び別表第1の68の項の規定による	・番号法第9条第1項及び別表第1の99の項の規定による	事前	

令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	<略> また、行政手続における特定の個人を識別する	<略> また、行政手続における特定の個人を識別する	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	・介護保険法第百十五條の四十五第五項又は第百十五條の四十七第八項の利用料に関する	・介護保険法第百十五條の四十五第十項又は第百十五條の四十七第八項の利用料に関する	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	既存住民基本台帳システム、認定審査会システム、福祉保健総合システム	既存住民基本台帳システム、認定審査会システム、福祉保健総合システム、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	中間サーバー、国民健康保険システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報	中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	ダウンロードシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の99の項	番号法第9条第1項 別表第1の100の項	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	・番号法第9条第1項及び別表第1の99の項の規定による	・番号法第9条第1項及び別表第1の100の項の規定による	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第7号 別表第2の106	番号法第19条第8号 別表第2の116	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取		申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取		システム10を新設	事前	
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	厚生労働省、日本年金機構	厚生労働省、日本年金機構、内閣府	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	富士通Japan株式会社石川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要	<本市における措置> ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可さ	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可さ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和4年6月27日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。	・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	中間サーバー、国民健康保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	・発生あり ・その内容: 帳票印刷作業を含むシステム運用	・発生なし ・その内容: 空欄	事後	重要な変更項目でないため
令和7年1月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	<略> また、行政手続における特定の個人を識別する	<略> また、行政手続における特定の個人を識別する	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の100の項	番号法第9条第1項 別表の100の項	事前	
令和7年1月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要	介護保険業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1項及び別表第1の100の項	介護保険業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1項及び別表の100の項の規定	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要	<略> また、番号法第19条第8号及び別表第2に規定	<略> また、番号法第19条第8号及び主務省令第2条	事前	
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要	<略> ・符号を突合し、他機関と番号法第19条第8号	<略> ・符号を突合し、他機関と番号法第19条第8号	事前	

令和7年1月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	介護保険システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等。	介護保険システムの開発、運用、保守等を行う。なお、介護保険システム(次期)においては、	事前	
令和7年1月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	31件	28件	事前	